

恵庭市告示第 45-2 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

恵庭市長 原田



1. 歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者

- (1) 東京都渋谷区渋谷 2 丁目 2 4 番 1 2 号
株式会社トラストバンク
- (2) 東京都中央区京橋 2 丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン 1 3 階
株式会社さとふる
- (3) 東京都渋谷区桜丘町 2 2 - 1 4 N. E. SビルN棟 2 階
株式会社アイモバイル
- (4) 東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 2 号
KDDI 株式会社
- (5) 東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 2 1 - 1
株式会社ふるさと本舗
- (6) 東京都渋谷区代々木 2 丁目 2 番 2 号
東日本旅客鉄道株式会社
- (7) 東京都世田谷区玉川 1 - 1 4 - 1 楽天クリムゾンハウス
楽天グループ株式会社
- (8) 東京都渋谷区南平台 5 番 6 号
東急株式会社
- (9) 東京都中央区日本橋二丁目 1 4 番 2 号
ANA あきんど株式会社

(10) 北海道札幌市中央区南1条西2丁目11

株式会社札幌丸井三越

(11) 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号

株式会社クレディセゾン

(12) 大阪府大阪市福島区福島1丁目1番30号

朝日放送テレビ株式会社

(13) 東京都港区麻布台2丁目4番5号メソニック39MTビル

株式会社SHIFT

(14) 東京都港区港南1丁目2番70号

株式会社JALUX

(15) 東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号

株式会社マイナビ

2. 委託した歳入の徴収又は収納事務

インターネットを利用して納付されるえにわ・花子さん愛情寄附金

3. 委託する期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで